栃木県県土整備部総合スポーツゾーン整備関連工事における施工体制

確認型総合評価落札方式試行要領

（趣旨）

第１条　この要領は、県土整備部が発注する総合スポーツゾーン整備関連工事の請負契約において、地方自治法施行令第１６７条の１０の２（第１６７条の１２第４項及び第１６７条の１３において準用する場合を含む。）の規定に基づき、価格及び施工能力等の評価に加え、品質確保のための施工体制の確保状況を確認し、設計図書等に記載された内容を確実に実現できるかを審査した上で、総合的に評価し、落札者を決定する方式（以下「施工体制確認型総合評価落札方式」という。）の試行に関して必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第２条　この要領に従い入札を行う工事は、次のいずれかに該当するものとする。

　（１）公共工事の品質を確保するため、入札者の施工能力、施工計画等（以下「施工能力等」という。）と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる総合スポーツゾーン整備関連工事。

　（２）その他必要と認める総合スポーツゾーン整備関連工事。

（総合評価の方法）

第３条　施工体制確認型総合評価落札方式は、標準型、簡易Ⅰ型、簡易Ⅱ型、簡易Ⅲ型によるものとし、落札者を決定するための基準設定は以下の方法によるものとする。

（１）標準設定：あらかじめ学識経験者の意見聴取を行い定める標準的な基準設定

（２）個別設定：標準設定に該当しない場合に、個別工事ごとに学識経験者の意見聴取を行い定める基準設定

２　施工体制確認型総合評価落札方式で定める評価は、次の各号の規定によるものとする。なお、入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内でない者の入札は無効とする。

　（１）総合評価点：価格点、価格以外の評価点及び施工体制評価点を総合した評価点

　（２）価格点：入札価格に基づいて算定した評価点

　（３）価格以外の評価点：施工能力等から算定した評価点

（４）施工体制評価点：品質確保のための施工体制確認審査（以下「施工体制確認審査」という。）により算定した評価点

３　前項各号の評価点は、別記１の「総合評価点算定基準（施工体制確認型・総合スポーツゾーン整備関連工事用」に基づき配点するものとする。

（技術審査会等の審査）

第４条　本庁の事業主管課室長又は出先機関の長（以下「発注機関の長」という。）は、施工体制確認型総合評価落札方式により入札を実施しようとするときは、価格その他の条件が県にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）について、建設工事等技術審査会又は出先機関の指名選考委員会等（以下「技術審査会等」という。）の審査を受けた上で、建設工事等運営委員会又は出先機関の指名選考委員会（以下「運営委員会等」という。）の審議に付するものとする。

（学識経験者の意見聴取）

第５条　発注機関の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ２人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を、個別設定については様式第３－１号、標準設定については様式第３－２号により聴かなければならない。

２　発注機関の長は、前項の規定による意見聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者の意見を聴くものとする。

３　発注機関の長は、前項の規定による意見聴取において、学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、２人以上の学識経験者の意見を様式第４号により聴かなければならない。

４　発注機関の長は、年度毎に、標準設定により実施した入札について、様式第１－４号により学識経験者に報告するものとする。

（落札者決定基準の決定）

第６条　発注機関の長は、落札者決定基準について、第５条第１項の規定による意見聴取の後、運営委員会等の審議に付して決定するものとする。ただし、第５条第１項の規定による意見聴取により意見が述べられなかった場合には、審議を省略し決定できるものとする。

（入札参加者への周知）

第７条　本庁の入札執行課長又は出先機関の長（以下「入札執行課所長」という。）は、入札参加者に対し入札公告又は入札説明書により次の事項を周知するものとする。

　（１）施工体制確認型総合評価落札方式を採用していること。

　（２）評価項目算定資料を提出すること。

（３）必要に応じ施工体制確認審査資料を提出すること。

（４）必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聴取すること。

　（５）落札者決定基準及び落札者決定の方法に関すること。

　（６）総合評価に関する評価結果が公表されること。

　（７）価格以外の評価点について疑義の照会ができること。

　（８）その他必要と認める事項

（価格以外の評価等）

第８条　入札者は、価格以外の評価を行うために必要な資料（別記２）（以下「評価項目算定資料という。)を入札執行課所長が定めた日時までに、提出しなければならない。なお、提出した評価項目算定資料の書換え、引換え、追加又は撤回をすることはできない。

２　発注機関の長は、入札者から提出された評価項目算定資料に基づき価格以外の評価点を算定し、様式第１－１号により栃木県ホームページに掲載して公表するものとする。

なお、評価項目算定資料が未提出の場合は、価格以外の評価点を０点とするものとする。

３　入札者は、前項により公表された日の翌日まで、自らの評価点について様式第８号により疑義の照会ができるものとする。

４　発注機関の長は、前項の疑義の照会に対して様式第９号により回答するものとする。なお、価格以外の評価点を修正した場合は、栃木県ホームページに掲載し公表するものとする。

５　発注機関の長は、疑義照会が終了した後、価格以外の評価点を決定するものとする。

（施工体制の評価等）

第９条　発注機関の長は、入札書が無効でない者のうち、栃木県低入札価格調査制度事務処理要領第６条第３項において失格となった者を除き、次の各号に基づき施工体制確認審査を実施するものとする。

（１）低入札調査基準価格以上の価格で入札を行った者については、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないことから、「施工体制確認審査資料作成要領」に定める審査資料（以下「審査資料」という。）の提出は求めず、施工体制評価点を０点とするものとする。

（２）低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者については、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあることから、開札後、審査資料の提出を求めるものとし、様式第１１号により通知するものとする。

（３）前号により通知を受けた者は、発注機関の長が定めた日時までに、審査資料を提出するものとする。なお、提出した審査資料の書換え、引換え、追加又は撤回をすることはできないものとする。

（４）施工体制確認審査を辞退する場合には、施工体制確認審査辞退届（様式第１２号）を速やかに発注機関の長あて提出するものとする。なお、審査資料が未提出の場合は、審査辞退とみなすものとする。

（５）発注機関の長は、入札者から提出された審査資料をもとに審査をし、施工体制評価点を０点又は－１０点とするものとする。なお、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取し、審査に反映することができるものとする。意見聴取に応じない者については、審査辞退とみなすものとする。

（６）審査辞退した者の施工体制評価点は－１０点とするものとする。

（落札者決定の方法）

第10条　次の要件を満たす者を対象に総合評価を行うものとし、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

（１）入札書が無効でない者

　（２）栃木県低入札価格調査制度事務処理要領第６条第３項において失格でない者

２　総合評価点の最も高い者が２者以上いる場合は、当該候補者に連絡の上、くじ引きにより決定するものとする。なお、当該候補者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

３　入札執行課所長は、第５条第３項の規定による落札者を決定しようとするときの意見聴取において、学識経験者から意見が述べられた場合には、運営委員会等の審議に付して落札者を決定するものとする。

（入札結果の公表）

第11条　入札執行課所長は、落札者が決定したときは、様式１－１号により閲覧及び栃木県ホームページに掲載し総合評価の結果を公表するものとする。

（評価内容の確保）

第12条　総合評価に関して提出した資料等に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約の解除を行うとともに指名停止等の措置を講じることとする。

２　原則、受注者から入札時に提出された施工計画が、受注者の責により施工されていない等は、工事成績評定を減ずる措置を講じることとする。

（落札者とならなかった理由に関する苦情申立て処理）

第13条　落札者とならなかった理由に関する苦情の申立てがあったときは、入札及び契約に関する苦情処理要領（平成１５年６月１日施行）により取り扱うものとする。

（秘密の保持）

第14条　総合評価の結果を除き、この要領に基づき入札者から提出された資料等は、公表しないものとする。

（その他）

第15条　発注機関の長は、本試行要領の執行に関して疑義が生じた場合は、建設工事等運営委員会において協議し対応するものとする。

２　施工体制確認型総合評価落札方式は、別記３の「フロー図」を事務の標準とする。

３　入札公告、入札通知書及び入札説明書の標準例は、別に定める。

４　総合評価条件付一般競争入札公告共通事項（施工体制確認型・総合スポーツゾーン整備関連工事用）は、別に定める。

　附　則

１　この要領は、平成28年３月１日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。

２　栃木県総合スポーツゾーン整備関連工事における総合評価落札方式の試行に関する要領（平成27年7月10日適用）は廃止する。

３　この要領は、平成29年４月１日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。

４　栃木県県土整備部総合スポーツゾーン整備関連建築物解体工事における施工体制確認型総合評価落札方式試行要領（平成28年６月１日適用）は廃止する。

５　この要領は、令和２年10月30日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用する。